

特記仕様書

件名：平成 31 年度道路維持管理業務委託（那覇東地区）

履行場所：那覇東地区

履行期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

業務数量：別紙参照

第 1 条 目的

本業務は、那覇市道路管理課が管理する市道、里道、農道において定期的な維持管理や必要に応じた緊急処置等を行うことで、安心安全および快適な道路となることを目的とする。

第 2 条 適用

本特記仕様書は、「平成 31 年度道路維持管理業務委託（那覇東地区）」に適用する。

第 3 条 用語の定義

監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。

1. 監督職員とは、主任現場監督員、現場監督員を総称している。
2. 指示とは、発注者側の発議により監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
3. 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
4. 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

第 4 条 主任技術者及び現場代理人

1. 主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験及び次のいずれかの資格を有していること。
 - ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 2 級土木施工管理技士（土木に限る。）
 - ・ 1 級建設機械施工技士 ・ 2 級建設機械施工技士
2. 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置すること。
3. 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

第 5 条 一般事項

1. 受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは、指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。
2. 緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

第 6 条 作業の範囲

那覇市内（東地区）における、那覇市道路管理課が管理する道路とする。（別紙区域図参照）ただし、必要に応じ、上記以外での作業や運搬が生じる場合がある。

第 7 条 実働日

本業務は通常、土日、祝日を除いた平日（8：30～17：30）とするが、協議の上、別に定めることができる。なお、監督職員の指示や緊急の必要が生じた場合は、この限りでない。

第8条 緊急対応

受注者は、24時間連絡が取れる体制を整え、緊急時には対応しなければならない。

第9条 業務内容

1. 道路施設（舗装、側溝、付属施設（防護柵等））の簡易的な修繕
2. 道路清掃（路面及び側溝の簡易的な清掃やオイル漏れ等による対応）
3. 街路樹剪定等（高中低木の簡易的な剪定、道路除草）
4. カーブミラー等の設置・撤去、調整
5. 放置物件（ごみ、犬・猫等の死骸、自転車、オートバイ等）の撤去、運搬
6. 不法占用物（選挙ポスター、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等）の撤去、運搬
7. 違反簡易公告物除却活動で生じたごみの回収、運搬、処分
8. 原材料（アスファルト合材、交通安全施設、カーブミラー等）の運搬
9. 台風襲来等による事前対策、および事後処理
10. その他 発注者が必要と判断したもの

第10条 提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

着手届	着手日
現場代理人及び主任技術者届	契約後7日以内
(資格証明書、実務経験証明書、経歴書及び雇用関係証明書の添付)	
工程表	契約後7日以内
職務分担表	契約後7日以内
緊急連絡表	契約後7日以内
法定外労災補償（建設共済等）契約書の写し	契約後7日以内
請負業者賠償責任保険契約書の写し	契約後7日以内
労働保険証明書	契約後7日以内
産業廃棄物収集運搬業の許可の写し	契約後7日以内
業務計画書	契約後14日以内
使用材料承諾願	契約後14日以内
業務日報、業務週報、業務月報	随時
写真管理表	随時
使用材料数量	随時
完了届	完了時
完了図書一式	完了時
引渡書及び請求書	完了検査合格後
その他、監督員が必要とするもの	

第11条 報告事項

1. 業務があった週の業務内容について、写真（着手前後、作業状況等）その他必要資料を付し、メール等により翌週実働日までに報告するものとする。
2. 前項の報告と併せ、報告する週の業務予定内容について、報告すること。

第12条 保険

作業にあたり、業務期間中は下記の保険に加入しなければならない。

1. 法定外労災補償（建設共済等）

補償限度額 1名につき2,000万円以上

2. 請負業者賠償責任保険

補償限度額（対人） 1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上

補償限度額（対物） 1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下

被保険者は発注者、受注業者、下請業者を含む。

第13条 部分払い

委託期間中の出来高について、既済部分検査を行い、その都度支払いをすることができる。

（3回以内）

第14条 承諾及び協議事項

本業務に関する受注者からの通知連絡、報告等はすべて監督職員が受けるものとし、承諾事項は、監督職員が承諾して、その効力を発するものとする。

第15条 道路上の事故防止

歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生のおそれのある路線の箇所は、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに監督職員にその旨報告するものとする。

第16条 苦情等の報告

作業中、沿道住民より道路に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し監督職員に報告するものとする。

第17条 剪定枝葉等の処分

処分に関しては再資源化施設への搬入とし、監督職員と協議の上、「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類を提出するものとする。

第18条 法令等の遵守

受注者は、業務を実施するにあたり、法律及びこれに関連する条例・規則等、並びに本市が他の団体と締結している協定書等を遵守しなければならない。

第19条 道路使用許可

受注者は、作業前に道路交通法第77条により所轄の警察署から道路使用許可を受けて作業を行う。ただし、道路交通法第41条第4項及び同法令第14条の2に定められた道路維持作業用自動車で届け出及び指定を受けたものについては、許可は不要とする。

第20条 暴力団員等による不当介入の排除対策

1. 受注者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
3. 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

4. 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うものとする。

第21条 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

1. 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。
2. 受注者は、当該業務委託契約書等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
3. 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
4. 受注者はその旨、全ての当該業務委託等関連者に周知しなければならない。

第22条 その他

本特記仕様書および図書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、監督職員と十分協議して対処する。

-----補足事項-----

- ① 平日は基本的に3人体制（普通作業員1人、軽作業員2人）で作業を行い、必要に応じて人員を追加する。例（普通作業員が草刈機で作業し、軽作業員が飛散防止ネットを持つ等）
- ② 建設機械（タンパや振動コンパクター等）を使用する場合には、必要に応じて特殊作業員や土木一般世話役等を追加する。
- ③ 交通誘導員は現場に応じて、必要な場合に配置する。
- ④ 道路使用許可については、3ヶ月×4回で申請および許可を受けること。
- ⑤ 作業車両の色については、指定はありません。（道路使用許可を受けた車両については、管理者指定色（黄色に白帯）にする必要はないと警察に確認済み）
- ⑥ 草刈機などの建設機械については、発注者より一部貸与することができる。（業務数量参照）
- ⑦ 除草作業（低木の簡易的な剪定を含む）については、陳情等を踏まえ、監督職員と十分に打合せを行い、定期的実施すること。